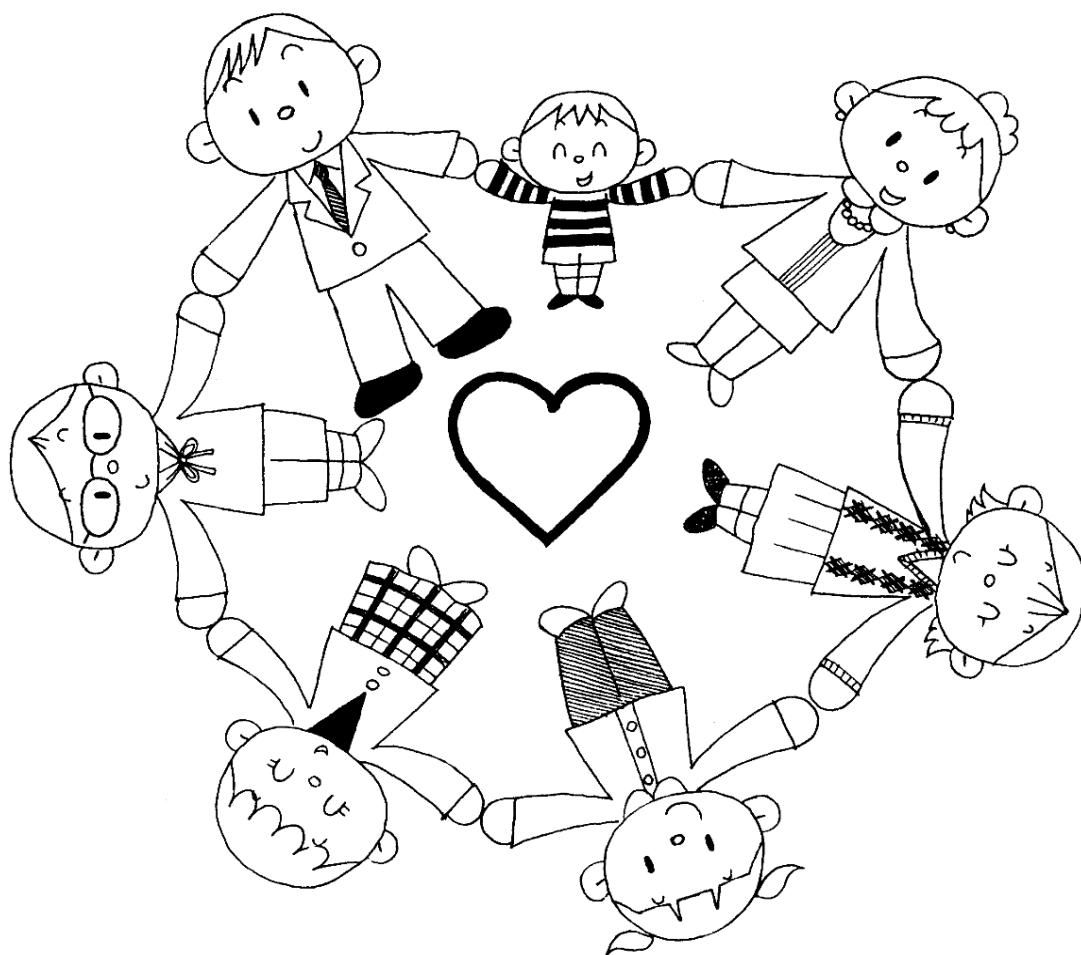


# ちほしファミリー・サポート・センター

## 入会のてびき



〒260-0013

千葉市中央区中央4-5-1

TEL 043-201-6571

きぼーる6階 子育て支援館内

FAX 043-201-6572

○休館日：毎週火曜日（但し火曜日が祝日の場合は翌日）

○業務時間：午前9時～午後5時



ファミサポートHP  
二次元コード

改定日 令和6年11月

# …はじめに…

今、社会は少子高齢化の中で、女性の社会進出は目覚ましく、大きな役割を果たしています。

一方、核家族化により、子育てをめぐる環境は、だんだん孤立化する傾向にあります。

近くに知り合いがいなくて、用事があっても子どもを見てくれる人がいなかったり、残業で保育園に迎えに行けなくて困ったり、たまにはリフレッシュしたいけれど、できずにストレスをためこんだりと、女性にとって子育ては大きな悩みの一つともなっています。そんな時、近くにちょっと子どもを見てくれる人がいたらと思ったことはありませんか？

「資格はないけれど、何か人の役に立つことはないかしら。」

「子どもが好きだから、何か子どものためになることをしてみたいわ。」

という子育てのお手伝いを希望される方が地域にいらっしゃいます。



ファミリー・サポート・センター(以下「ファミサポ」)は、子育ての援助が必要な方と、子育ての手伝いをしてくださる方を会員として登録し、双方を結びつけ地域における子育て支援(相互援助活動)のお手伝いをします。

## 「できる時に・できることを・無理をしないで！」

を合言葉に、この活動を通じて人と人が出会いふれあう地域社会をめざしています。

21世紀を担う子どもたちの明るい笑顔を支えるために、皆様方のご理解とご協力をお願いします。



# 1. 会員について

ファミサポは会員登録が必要です。(入会金・年会費は無料)  
登録には、①②③の書類を提出してください。

① 入会申込書	記載例を参考にご記入ください。
② 本人確認書類	運転免許証や保険証、パスポート等のコピー。 (氏名・現住所・生年月日の確認できるもの)
③ 入会時確認事項	各項目を確認の上、チェックと署名をしてください。

## 会員の名称

**依頼会員：** 子どもを預けたり、送迎を手伝ってほしい方

**提供会員：** 子どもを預かったり、送迎の手伝いができる方

**両方会員：** 依頼会員として子育てのお手伝いをお願いしたり、時には提供会員としてお手伝いすることも可能な方

区分	対象要件
依頼会員	千葉市在住・在勤・在学、または市原市・四街道市在住の方で、 生後3ヶ月以上小学校6年生までの子どものいる方。
提供会員	市内在住の心身ともに健康で、この事業に理解と熱意のある方で、 ファミサポが実施する基礎研修会・救命講習会を受講できる方。 (年齢・性別資格等は問いません。)
両方会員	依頼会員・提供会員の各対象要件による。

\* 提供会員・両方会員として登録を希望する方は、ちばしファミリー・サポート・センター(以下『センター』)の実施する2日間の基礎研修会(保育・栄養・保健)と救命講習会の受講が必要です。詳しい日程は、ホームページをご覧ください。

\* 依頼会員として登録した後に基礎研修会と救命講習会を受講すると、提供・両方会員として活動していただくことができます。

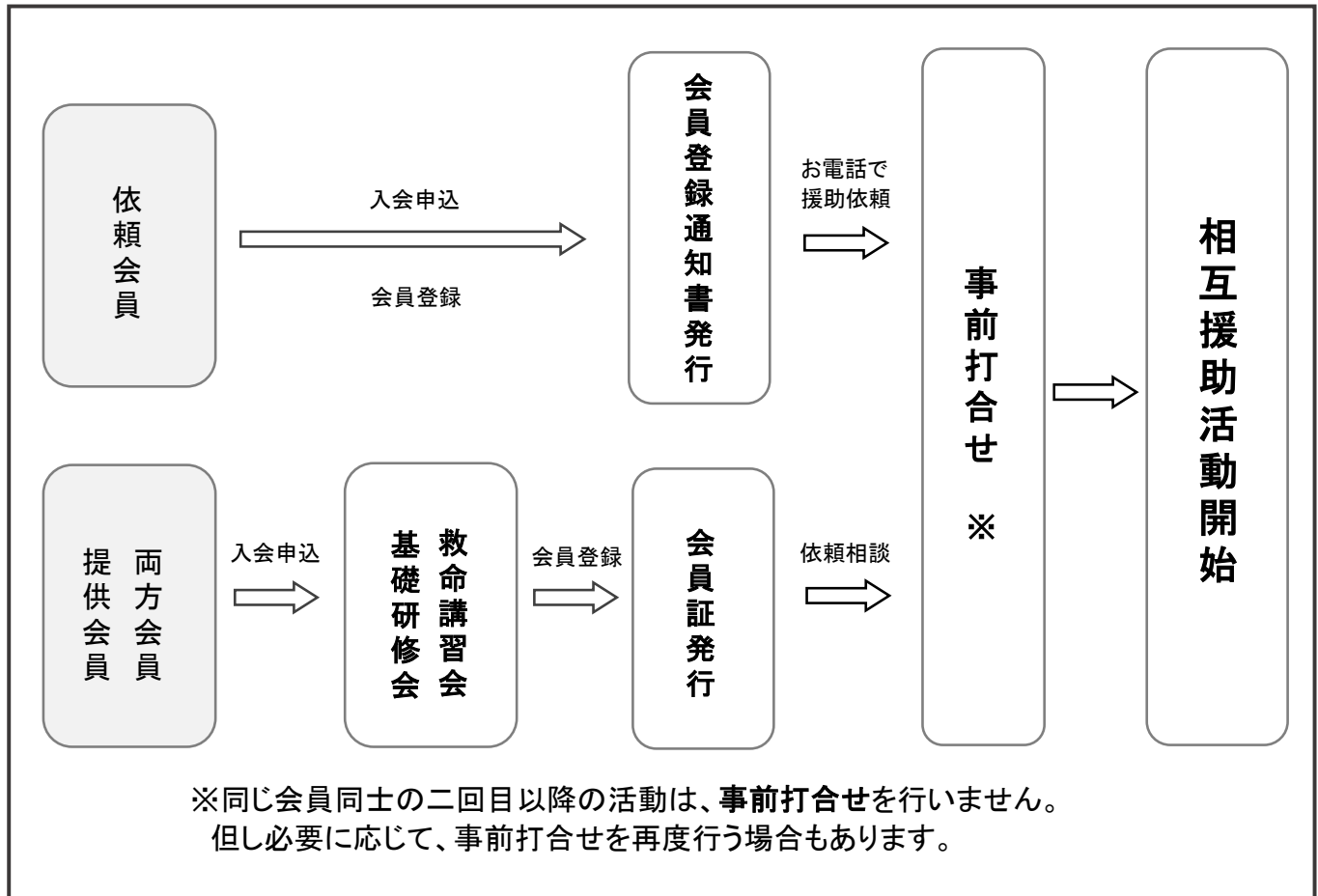
\* この事業は、依頼会員と提供会員の両者の合意によって成立する有償のボランティア活動です。提供会員の都合のつく範囲でのお手伝いの為、必ず援助が受けられるものではありません。

\* 申込書の内容に変更(引越し・子どもが生まれた等)が生じた場合には、センターに変更届を提出してください。また、退会する場合はセンターへご連絡ください。

## サブリーダー

提供・両方会員の中から、各区1名ずつサブ・リーダーを選任し、月1回の会議の参加と交流会や説明会等のお手伝いをしています。

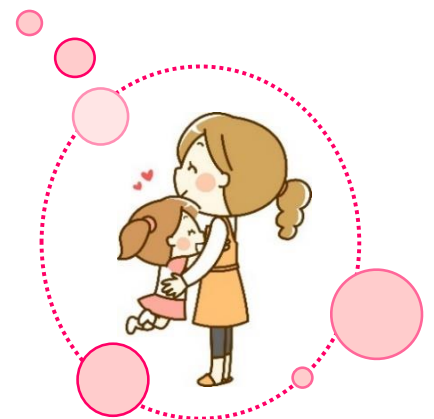
## 2. 入会から相互援助活動まで



## 3. 相互援助活動の活動時間・内容

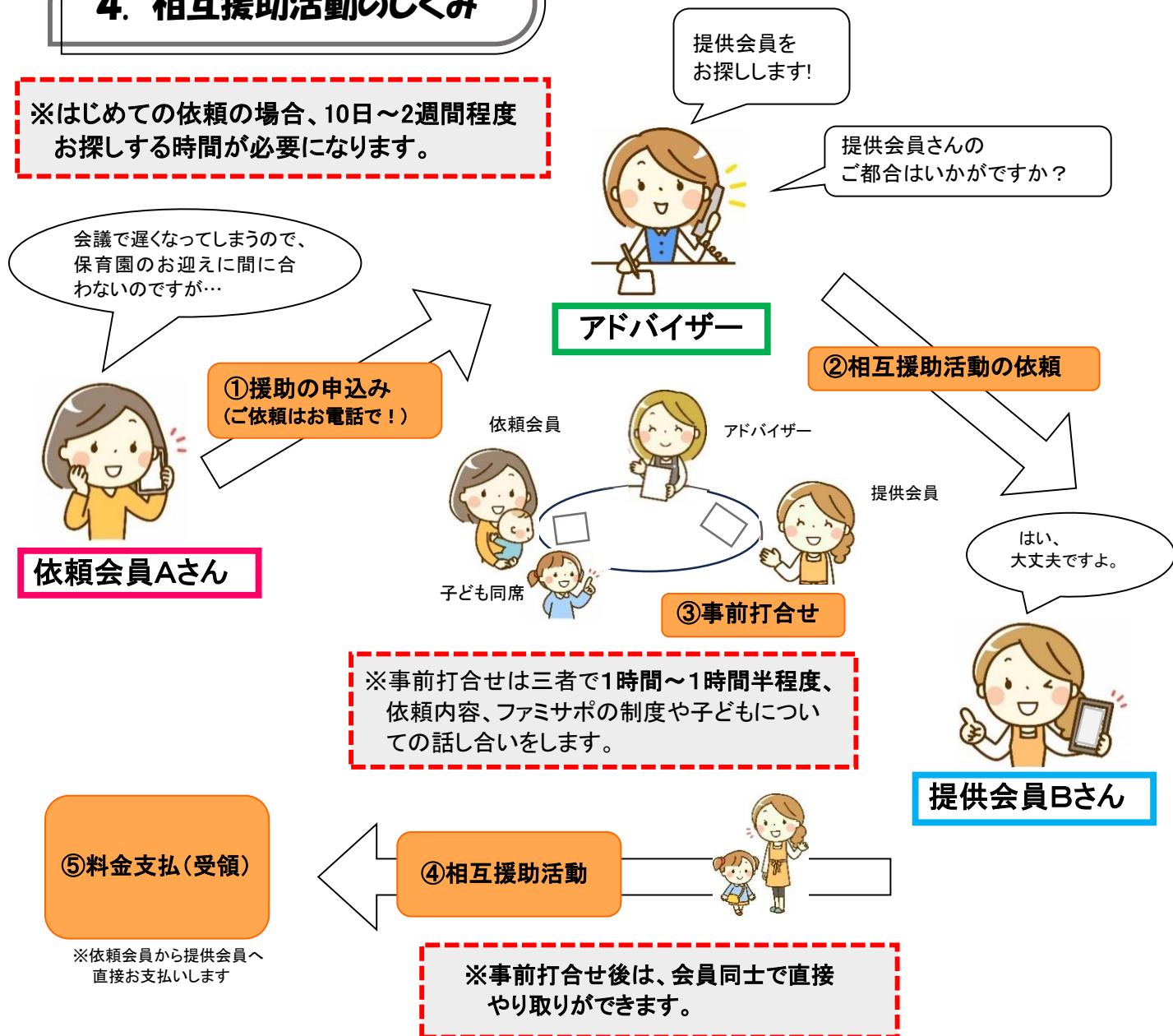
対象児童	生後3か月から小学校6年生まで
活動時間	午前6時～午後10時 ※宿泊は行いません。

- (1) 主に子どもの通園・通学時の送迎や、一時的な預かりを行います。
  - ① 保護者に代わって、送迎を行います。
  - ② 開始時間まで、または終了後に子どもを預かります。
  - ③ 休日など、臨時的に子どもを預かります。
- (2) 学校行事などの外出時、子どもを預かります。
- (3) 美容院・買い物などの外出時、子どもを預かります。
- (4) 出産後、上の子どもの送迎や外遊び等の援助をします。
- (5) 保護者が仕事などで保育できないときに、臨時的に子どもを預かります。



## 4. 相互援助活動のしくみ

※はじめての依頼の場合、10日～2週間程度お探しする時間が必要になります。



① 援助の申込み	依頼会員は、援助希望の日時が決まったら、電話でアドバイザーに申し込みます。
② 相互援助活動の依頼	アドバイザーは、援助可能な提供会員に電話で依頼します。その後、依頼会員に提供会員を紹介します。 ※事前打合せ後、会員同士で活動日の調整を行った場合、必ず依頼会員よりセンターへ活動日を電話またはホームページからご連絡ください。
③ 事前打合せ (原則依頼日の3日前まで)	提供会員・依頼会員(子ども同伴)・アドバイザーの三者で提供会員宅にて事前打合せを行います。依頼内容に応じて、依頼会員宅で行う場合があります。事前打合せは無料ですが、事前打合せ後の預かりや、保育園等に紹介が必要な場合は、提供会員に活動費をお支払いください。また、提供会員が打合わせ場所まで移動が必要な場合は交通費や駐車場代(実費)を、別途お支払いください。
④ 相互援助活動	提供会員は、事前打ち合わせの内容に基づいて、相互援助活動を行います。
⑤ 料金支払(受領)	依頼会員は活動終了後、報酬を提供会員へ支払います。
⑥ 活動報告書	提供会員は1ヶ月の活動報告書を翌月10日までにセンターへ提出します。

アドバイザーとは・・・ファミリー・サポート・センターを運営しています。主に、会員の募集や相互援助活動の調整、研修会・交流会・説明会の開催などを行っています。

## 5. 安全に活動するためのお願い

ファミサポは、地域において会員同士で子育てを支援する住民相互の援助活動です。民間のベビーシッターなどとは目的が異なりますので、趣旨をご理解のうえ、活動をお願いします。また、大切なお子様をお預かりしますので、お子様と会員相互が安全に気持ちよく活動するためにも、以下のことをお守りください。

- (1) お互いのプライバシーは守りましょう。
- (2) 子どもの引き渡しは、**必ず大人から大人への引き渡しが必要です。**  
子どもが一人になることがないようにお願いします。鍵の預かりもできません。
- (3) 事前打合せ後は、直接会員同士で調整し、相互援助活動を行う場合は、依頼会員が必ず**活動日をセンターへ連絡してください。**センターを通さずに行った活動については、ファミサポの活動となりません。
- (4) 事前打合せ時と活動内容が変更となる場合は、依頼会員より必ずセンターへお知らせください。
- (5) 援助活動中の物品の販売斡旋または宗教活動・政治活動などの行為は禁止です。

## 6. 援助活動の範囲について

- (1) 子どもの預かりは、原則として提供会員の自宅で行います。なお、両会員の合意があれば、自宅以外の預かりも可能です。(例) 依頼会員宅・子育て支援館など
- (2) 病気の子どもの預かりや送迎を行うことができません。病児・病後児保育施設をご利用下さい。(問い合わせ先: 幼保支援課 ☎043-245-5105)
- (3) 飲み薬を預かったり、飲ませることは出来ません。
- (4) 預かった子どもの入浴はできません。(入浴後のサポートは可能です)
- (5) 身内同士の活動は、対象となりません。
- (6) 家事援助などは行なえません。家事援助については、下記にご相談ください。  
(妊娠中から出産後1年未満のご家庭)  
エンゼルヘルパー派遣事業(幼保支援課) ☎043-245-5180  
※初回利用時は、調整に10日～2週間ほどかかる場合があります。  
  
(その他のご家庭)  
シルバー人材センター ☎043-265-0070



## 7. 報酬・キャンセル料の基準

報酬は、依頼会員から提供会員へ、活動終了後にお支払いください。  
なお、報酬以外に費用がかかることが想定される場合、必ず事前に依頼会員へ確認してください。

### (1) 相互援助活動の報酬基準

相互援助活動のために提供会員が自宅を出てから、自宅に戻るまでの時間

区 分	1時間あたりの金額
月～金曜日の7:00～19:00	700円
土・日・祝日及び年末年始・上記以外の時間	900円

- \* 1回の活動が、1時間に満たない場合は1時間とみなします。  
1時間を越えた時は、30分単位の加算となります。
- \* 午前・午後7時をまたいでの活動は、1時間あたりの報酬金額が変わりますので、一度清算して、再度時間を加算します。

時間帯	6:00～7:00	7:00～19:00	19:00～22:00
金額	900円	700円	900円

(例) 18:40～20:20までお預かりした場合

$$\frac{700\text{円} \times 0.5\text{時間}}{18:40\sim 19:00\text{まで}30\text{分とする}} + \frac{900\text{円} \times 1.5\text{時間}}{19:00\sim 20:20\text{まで}1\text{時間半とする}} = 350 + 1,350 = 1,700\text{円}$$

- \* 同一世帯内の兄弟姉妹2人目からは半額とします。  
(ただし、同一の提供会員が、同日同時時間帯に活動した場合に限る。)



- \* 活動報酬金額の算出が分かりにくい場合等は、センターへお問い合わせください。

### (2) キャンセルした場合は、次の金額を依頼会員がキャンセル料として支払います。 (提供会員がキャンセルした場合、キャンセル料は発生しません)

区 分	支 払 額
前日までの取消	無 料
当日(開始予定時間まで)	予定報酬金額の半額
当日(開始予定時間以降)・無断取消	予定報酬金額の全額

- \* キャンセル料はできるだけ早めにお支払いください。

(3) 相互援助活動中に提供した子どもの食事等は、次の標準額を目安にしてください。

	【目 安】	
	食事代(1食あたり)	おやつ代(飲み物代含む)
乳幼児・未就学児	250円～	100円～
小学生	350円～	



(4) オムツやミルクなど、その他 相互援助活動中に必要となるもの(例えば、チャイルドシートなど)は、原則として依頼会員が用意してください。やむを得ず提供会員にお願いする場合は、実費をお支払いください。

(5) 子どもの送迎などにかかる費用(交通手段を利用した場合は、次の金額を依頼会員が支払います。(事前に提供会員と確認してください。))



※経路・時刻表・料金等は、依頼会員が予めお調べください。

区 分	支払額
タクシー・公共交通機関などを利用した場合	実 費

基本は徒歩



バス



電車

タクシー



(6) ちばしファミリー・サポート・センターひとり親家庭等支援事業  
千葉市在住の児童扶養手当を受給しているひとり親及び養育者の  
方等や低所得世帯の方に対する利用料金の一部助成制度です。  
利用するには、事前登録が必要で、助成条件があります。  
詳しくはファミサポまで。受給資格については千葉市HPまたは  
千葉市役所幼保支援課までお問合せください。

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikyoku/shien/fsc-jyosei.html>



(7) 幼児教育・保育の無償化  
支給認定を受けた方で、無償化の対象になる場合があります。  
詳しくは千葉市HPまたは千葉市役所幼保支援課までお問合せください。

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikyoku/shien/documents/faisapo.html>



【お問合せ先】千葉市役所幼保支援課 ☎043-245-5105

ファミサポは相互援助活動です。  
「ありがとう、助かりました。」という感謝の気持ちと  
「どういたしまして、またどうぞ。」という思いやりの気持ちを  
忘れずにお互いに気持ちよく活動できるようにしましょう！



# ファミリー・サポート・センター災害補償制度

## 1. 提供会員の賠償責任事故

令和3年4月から

補償内容	保険金額(お支払限度額)
「施設が原因で生じる事故」や「業務中の行為が原因で生じる事故」の補償「つった物が原因で生じる事故」の補償	[身体・財物共通] 1名・1事故 2億円
提供会員の活動中における業務外個人行為の補償	[身体・財物共通] 1事故 2億円
人格権侵害補償	1事故 2億円
預かり品の補償 ※現金・貴重品などを含む	1事故 1,000万円
訴訟対応費用、初期対応費用、信頼回復広告費用の補填	1事故 1,000万円 被害者見舞費用 身体障害 財物損壊等事故1名10万円 弁護士相談費用1事故5万円
被害者に対する治療費や葬儀費用の補償	1事故 1,000万円 被害者 1名50万円
他人の行為による事故によって被った被害に対する、損害賠償請求を行う場合の弁護士費用や法律相談費用の補償	1事故 100万円
個人情報や法人情報の漏えいなどによる損害の補償	損害賠償金1事故 2億円 各種費用保険金3,000万円

## 2. 提供会員災害見舞金制度

(1回の事故につき1,000万円を限度)

身体障害 補償	死亡	10万円		
	後遺障害	後遺障害の程度により10万円		
	入院	入院期間が30日以上	10万円	
		入院期間が15日以上30日未満	5万円	
		入院期間が8日以上15日未満	3万円	
		入院期間が8日未満	2万円	
	通院	通院期間が15日以上	3万円	
通院期間が8日以上15日以下		2万円		
通院期間が8日未満		1万円		
財物損壊 補償	実損害額	支払い限度額	10万円以上	10万円
			5万円～10万円未満	5万円
			3万円～5万円未満	3万円
			2万円～3万円未満	2万円
			1万円～2万円未満	1万円
			3千円～1万円未満	3千円
			3千円未満	0円

## 3. 提供会員傷害補償(1名あたり)

死亡保険金	700万円
後遺障害保険金	21万円～700万円
入院保険金(日額)	4,500円
通院保険金(日額)	2,000円

## 4. 依頼会員のお子さま・行事参加者の傷害補償(1名あたり)

死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	15万円～500万円
入院保険金(日額)	3,000円
通院保険金(日額)	2,000円